

議第一号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年十二月十九日

提出者

岡本富治 川端正義 丸若祐二 北島勝也 藤田豊 笠井国利 寺井正邇 木南征美 元木章生 来代正文 須見一仁 中山俊雄 森田正博 庄野昌彦 松崎清治 大西章英

杉本直樹 檜本孝 岸本泰治 西沢貴朗 喜多宏思 井川龍二 藤元治 南恒生 嘉見博之 岩丸正史 岡田理絵 重清佳之 白木春夫 黒崎春章 長尾哲見

徳島県議会議長

森田

正博殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。